

ページ	該当箇所(Lは行数)	正誤	
93	L5	誤	注:免震建築物は免震層以外の部分が鉄骨造、鉄筋コンクリート造等であっても、 <u>法第 20 条第1項第二号及び令第 36 条の2に規定する、鉄骨造、鉄筋コンクリート造には該当することはない。つまり、法第 20 条第1項第二号には該当せず、令第 80 条の2第二号に規定する特殊な構造方法の免震建築物のため、法第 20 条第1項第三号に該当する。また、技術基準については、例えば、平成 12 年告示第 2009 号第2第二号(耐久性関係規定+限界耐力計算)の場合は、法第 20 条第1項第二号イの構造方法であるが、これは法第 20 条第1項第三号ロ(法第 20 条第1項第二号の基準)の技術基準となる。また、令第 80 条の2第二号に規定する膜構造建築物、テント倉庫建築物等も同様、法第 20 条第1項第三号に該当する。</u>
		正	注:免震建築物は免震層以外の部分が鉄骨造、鉄筋コンクリート造等であっても、 <u>令第 80 条の 2 第二号に規定する鉄骨造、鉄筋コンクリート造等以外の特殊な構造方法に該当するとされている。当該建築物は、法第 20 条第 1 項第二号及び令第 36 条の2、平 19 国交告第 593 号のいずれにも規定がないため、結果として法第 20 条第 1 項第二号には該当しない。したがって、高さが 60m を超える建築物の場合は法第 20 条第1項第一号、高さが 60m 以下の法第 6 条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物の場合は法第 20 条第1項第三号、それ以外の建築物の場合は法第 20 条第1項第四号に該当することとなる。また技術基準については、例えば平成 12 年告示第 2009 号第2第1項第二号(耐久性等関係規定+限界耐力計算)の場合は、法第 20 条第1項第二号イの構造方法であるが、これは法第 20 条第1項第三号ロの技術基準(法第 20 条第1項第二号の基準)となる。一方、特殊な構造方法のうち骨組膜構造の建築物については、平 19 国交告第 593 号に規定があることから、告示に従い法第 20 条第1項第二号、第三号を判断する。</u>
149	L16	誤	案件番号 <u>142</u> 参照
		正	案件番号 <u>148</u> 参照
361	図 7.4-1	誤	図 <u>7.4</u> -1
		正	図 <u>7.3</u> -1

	☒ 7.4-2	誤	☒ 7. 4 -2
		正	☒ 7. 4 <u>3</u> -2